# 予 防

## 1 主たる予防行事

#### 令 和 5 年

5月15日~8月21日 火災調査特異事例等研修(前期) 5月24日 徳島市女性防火クラブ連合会総会

6月4日~10日 危険物安全週間

6月22・23日自衛消防業務新規講習 (第1回)7月25日自衛消防業務再講習 (第1回)7月26・27日自衛消防業務新規講習 (第2回)

8月1日~8月10日 阿波おどり特別立入検査

9月26日徳島県消防長会違反是正推進連絡会9月26日徳島県消防長会予防主管課長会議

9月26日 徳島県消防長会住宅用火災警報器設置対策連絡会 9月29日 徳島県消防長会消防法令違反是正事例研究会

10月17日自衛消防業務再講習 (第2回)10月18日・19日自衛消防業務新規講習 (第3回)11月1日~30日移動タンク貯蔵所等の立入検査

11月1日~30日 灯油販売店等の一斉調査

11月9~15日秋季火災予防運動11月12日こども消防カーニバル11月22日危険物輸送車両の路上検査

11月~2月空地の枯れ草指導12月11日~18日年末特別立入検査

12月21日 徳島市女性防火クラブ連合会年末研修会・救急講習会

#### 令和6年

1月22日~27日文化財防火デーに伴う特別立入検査2月22日第7回徳島県消防長会火災調査研究会

3月1日~7日 春季火災予防運動

3月1日 四国ガス株式会社徳島支店と「火災予防啓発の連携に関する協定」

の締結

3月14日 全国消防長会四国支部違反是正推進連絡会

住宅用火災警報器設置,維持管理対策連絡会

消防法令違反是正事例発表会

## 2 用途別防火対象物及び事業所数

(令和6年4月1日現在)

## 接			(令和 6	年4月1	日現仕)
1       イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場       67       6         2       イ セイバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに騒するもの       1         2       日 遊技権又はダンスホール       20       2         3       日 遊技権又はダンスホール       20       2         4       カラオウボシラクスとの地面製のための限証式は場と客室において影に利用りまる意味を発展する業務を支むが開発するとのによりに駆けるもの       7       7         4       日 放展店       260       22         4       百食店、マーケットその他の物品販売業を賞む店舗又は展示場       451       445         5       日 務倍金、ド程又は共同住宅       3,369       2,77         6       日 務倍金、下程又は共同住宅       3,369       2,77         7       内臓院、診療所又は助産所       284       22         2       土 地域風入野心疾患       106       9         2       土 大学大・サービスセンター等       224       22         2       土 外域、中学校、市学展・中等終予が、高等専門学校、大学、各種学校やの他これらにおけるもの       10         4       中学校、市学校、専務である他とれらに顕するもの       10         7       中学校、中学校、高等学校、市等展子校、高等専門学校、大学、各種学校やの他これらにおけるもの       7         10       東部のの停車場又は船舶者とは数空機の発着場       7         11       神社、会院、教会との他とれらに類するもの       17         12       イ 国の中華展文を発場以外の次を発場       7         13       中様大人の大学を選びを発売を発売を発売を発売       15         14       身成       中様大人のシン			用途別	対象物	事業所数
日 公会堂又は集会場	1	イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場		7
2       □ 遊技場又はダンスホール       20       2         へ 内部含素等の規則及び素質の直形化等に関する非常な差別に規定する性風解制連絡業業を含む店舗等       4         よ クラナケミックスその性過剰のための接個又は物点を確実において素に利用させる世際を参解する業務を含む活動       5         イ 待合、料理店その他これらに類するもの       7         日 放食店       260       26         4	1	П	公会堂又は集会場	67	65
□ 中央 で		イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの	1	1
→ 風信業業の規則及び議会の適工化等に関する法律の条件が表に表現に規定する性限が開業性務会業を含む店舗等 4	0	П	遊技場又はダンスホール	20	20
7	Δ	ハ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗等	4	4
3     口飲食店     260     26       4     百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場     451     44       5     イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの     39     8       6     7 病院、診療所又は助産所     284     25       7 本人だオサービスセンター等     224     20       2 大デイサービスセンター等     224     20       2 大デイサービスセンター等     224     20       2 大デイサービスセンター等     224     20       2 大連 大学、中学成、高等学校、中等数音学校、高等等門学校、大学、各種学校その他これらに類するもの     10       2 国書館、博物館、美術館その他これらに類するもの     7       1 イに掲げる公業浴場以外の公業浴場、熟気浴場その他これらに類するもの     7       10     車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場     7       11     神社、寺院、教会その他これらに類するもの     170     16       12     工場又は作業場     908     67       12     1     映画スタジオ又はテレビスタジオ     1     13       13     1     現代機又は巨転翼航空機の格納庫     1     13       14     倉庫     885     66       15     前を項に該当しない事業所     1,503     1,27       16     1     イ等定防火対象物が存する複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物     91     8       16の3     準地下街     重要文化財、重要民俗資料、史跡等の建造物     8       18     延長50メートル以上のアーケード     13       19     市町村長の指定するの場所     (省合5条)     1		11	カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗	5	5
日飲食店     260       4     百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場       5     イ       6     7       6     日常信舎、下宿又は共同住宅       7     病院、診療所又は助産所       284     28       284     28       284     28       284     28       284     28       284     28       285     284       286     28       287     284       288     28       284     28       285     224       206     43       22     20       306     9       284     22       285     224       207     24       208     224       209     360       8     図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの       10     中間の停車場又は総前者としては現立る企業治場の他にれらに類するもの       10     中面の停車場又は総前者としては類立る企業治場の       11     神社、寺院、教会その他これらに類するもの       12     17       12     中職国などれ来級会の他にれらに類するもの       13     13       14     倉庫     885       15     前各項に該当人の表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表	9	イ	待合、料理店その他これらに類するもの	7	7
1	3	П	飲食店	260	260
5     口 寄宿舎、下宿又は共同住宅     3,369     2,77       イ 病院、診療所又は助庭所     284     25       本人短期入所施設等     106     3       本人短期入所施設等     224     20       本人デイサービスセンター等     224     20       分権國又は特別支援学校     43     2       8     図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの     10       9     イ公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの     7       10     車両の停車場又は船舶者しくは航空機の発着場     7       11     神社、寺院、教会その他これらに類するもの     170     15       12     イ 出場では作業場     908     67       12     イ 自動車車庫又は駐車場     173     13       13     市 飛行機又は回転翼航空機の格納庫     1     173     13       14     倉庫     885     66       15     前各項に該当しない事業所     1,503     1,27       16     1     特定防火対象物が存する複合用途防火対象物     1,423     1,38       16の2     地下街     2     地下街       16の3     準地下街     重要文化財、重要民俗資料、史跡等の建造物     8       18     延長50メートル以上のアーケード     13       19     市町村長の指定する山林     1       20     自治省令で定める外車(省令6条)     1	4		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場	451	443
日寄宿舎、下宿又は共同住宅       3,369       2,77         イ 病院、診療所又は助産所       284       25         日 老人短期入所施設等       106       9         二 幼稚園又は特別支援学校       43       2         7 小学校、中学校、商等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、各種学校その他これらに類するもの       10         8 図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの       7         10 平底揚げる公衆浴場以外の公衆浴場       7         11 神社、寺院、教会その他これらに類するもの       7         12 中社、寺院、教会その他これらに類するもの       170         12 中社、寺院、教会その他これらに類するもの       170         12 中社、寺院、教会その他これらに類するもの       170         15 中瀬大は作業場       908         1 映画スタジオ又はテレビスタジオ       173         13 日 森行機又は回転翼航空機の格納庫       173         14 倉庫       885         15 前各項に該当しない事業所       1,503         16 有権区該人対象物が存する複合用途訪人対象物       1,423         16 有 特定防火対象物が存する複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物       911         16 の 3       準地下街         17 重要文化財、重要民俗資料、史跡等の建造物       8         18 延長50メートル以上のアーケード       13         19 市町村長の指定する山林       10治者令で定める舟車(省令5条)	יר	イ	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの	89	85
6       □ 老人短期入所施設等       106       9         2       24       20         2       24       20         2       24       20         2       24       20         2       24       20         2       24       20         2       24       20         2       24       20         2       24       20         2       24       20         2       24       20         2       24       20         2       24       20         2       26       224       20         2       24       20       20         8       20       26       20       20         8       20       26       20       20       20         10       20 </td <td>υ </td> <td>П</td> <td>寄宿舎、下宿又は共同住宅</td> <td>3, 369</td> <td>2, 778</td>	υ 	П	寄宿舎、下宿又は共同住宅	3, 369	2, 778
6       ハ 老人デイサービスセンター等       224       20         こ 分稚園又は特別支援学校       43       2         7       小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、各種学校その他これらに類するもの       360       9         8       図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの       10         9       イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの       7         10       車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場       7         11       神社、寺院、教会その他これらに類するもの       170       15         12       イ 工場又は作業場       908       67         13       日 映画スタジオ又はテレビスタジオ       173       13         13       日 飛行機又は回転翼航空機の格納庫       173       13         14       倉庫       885       66         15       前各項に該当しない事業所       1,503       1,27         16       イ 特定防火対象物が存する複合用途防火対象物       1,423       1,38         16の2       地下街       2       地下街       8         16       重要文化財、重要民俗資料、史跡等の建造物       8         18       延長50メートル以上のアーケード       13         19       市町村長の指定する山林       10       自治省令で定める舟車(省令5条)		イ	病院、診療所又は助産所	284	256
小老人デイサービスセンター等       224       20         - 均稚園又は特別支援学校       43       2         7       小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、各種学校その他これらに類するもの       10         8       図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの       7         0       工場場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの       7         10       車両の停車場又は船舶苦しくは航空機の発着場       7         11       神社、寺院、教会その他これらに類するもの       170       15         12       イ 工場又は作業場       908       67         13       中映画スタジオ又はテレビスタジオ       173       13         13       市 飛行機又は回転翼航空機の格納庫       885       65         15       前各項に該当しない事業所       1,503       1,27         16       イ 特定防火対象物が存する複合用途防火対象物       1,423       1,38         16の2       地下街       地下街       88         17       重要文化財、重要民俗資料、史跡等の建造物       8         18       延長50メートル以上のアーケード       13         19       市町村長の指定する山林       10       自治省令で定める舟車(省令5条)	G	П	老人短期入所施設等	106	97
7       小学校、中学校、商等学校、中等教育学校、商等専門学校、大学、各種学校その他これらに類するもの       360       9         8       図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの       10         9       イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの       7         10       車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場       7         11       神社、寺院、教会その他これらに類するもの       170         12       イ 工場又は作業場       908       67         12       中 映画スタジオ又はテレビスタジオ       173       13         13       イ 自動車車庫又は駐車場       173       13         14       倉庫       885       65         15       前各項に該当しない事業所       1,503       1,27         16       イ 特定防火対象物が存する複合用途防火対象物       1,423       1,38         16の2       地下街       2       地下街       8         16       重要文化財、重要民俗資料、史跡等の建造物       8       8         18       延長50メートル以上のアーケード       13         19       市町村長の指定する山林       自治省令で定める舟車(省令5条)       16令5条)	О	ハ	老人デイサービスセンター等	224	203
8 図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの 10  9 イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの 7 口 イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場 7 10 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場 7 11 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 170 16 12 口映画スタジオ又はテレビスタジオ 908 67 口映画スタジオ又はテレビスタジオ 173 13 13 口飛行機又は回転翼航空機の格納庫 885 65 15 前各項に該当しない事業所 1,503 1,27 16 イ 特定防火対象物が存する複合用途防火対象物 1,423 1,38 口 イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物 911 88 16の2 地下街 重要文化財、重要民俗資料、史跡等の建造物 8 18 延長50メートル以上のアーケード 13 19 市町村長の指定する山林 191 191 191 191 191 191 191 191 191 19		11	幼稚園又は特別支援学校	43	25
9     イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの     7       10     車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場     7       11     神社、寺院、教会その他これらに類するもの     170     15       12     イ 工場又は作業場     908     67       13     イ 自動車車庫又は駐車場     173     13       13     一 飛行機又は回転翼航空機の格納庫     885     65       15     前各項に該当しない事業所     1,503     1,27       16     イ 特定防火対象物が存する複合用途防火対象物     1,423     1,38       16の2     地下街     2       16の3     準地下街     8       17     重要文化財、重要民俗資料、史跡等の建造物     8       18     延長50メートル以上のアーケード     13       19     市町村長の指定する山林     10       20     自治省令で定める舟車(省令5条)	7		小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、各種学校その他これらに類するもの	360	97
9       口 イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場       7         10       車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場       7         11       神社、寺院、教会その他これらに類するもの       170       15         12       イ 工場又は作業場       908       67         口 映画スタジオ又はテレビスタジオ       173       13         口 飛行機又は回転翼航空機の格納庫       885       65         15       前各項に該当しない事業所       1,503       1,27         16       イ 特定防火対象物が存する複合用途防火対象物       1,423       1,38         ロ イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物       911       88         16の2       地下街       8         16の3       準地下街       8         17       重要文化財、重要民俗資料、史跡等の建造物       8         18       延長50メートル以上のアーケード       13         19       市町村長の指定する山林       10         20       自治省令で定める舟車(省令5条)	8		図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの	10	8
口 イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場     7       10     車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場     7       11     神社、寺院、教会その他これらに類するもの     170     15       12     イ 工場又は作業場     908     67       口 映画スタジオ又はテレビスタジオ     173     13       口 飛行機又は回転翼航空機の格納庫     885     65       15     前各項に該当しない事業所     1,503     1,27       16     イ 特定防火対象物が存する複合用途防火対象物     1,423     1,38       16の2     地下街     1     88       16の3     準地下街     8       17     重要文化財、重要民俗資料、史跡等の建造物     8       18     延長50メートル以上のアーケード     13       19     市町村長の指定する山林     1       20     自治省令で定める舟車(省令5条)	0	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの	7	7
11     神社、寺院、教会その他これらに類するもの     170     15       12     イ 工場又は作業場     908     67       13     イ 自動車車庫又は駐車場     173     13       口 飛行機又は回転翼航空機の格納庫     885     65       15     前各項に該当しない事業所     1,503     1,27       16     イ 特定防火対象物が存する複合用途防火対象物     1,423     1,38       16の2     地下街     88       16の3     準地下街     88       18     延長50メートル以上のアーケード     13       19     市町村長の指定する山林     19       20     自治省令で定める舟車(省令5条)	Э	П	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	7	7
12       イ 工場又は作業場       908       67         口 映画スタジオ又はテレビスタジオ       173       13         13       イ 自動車車庫又は駐車場       173       13         口 飛行機又は回転翼航空機の格納庫       885       65         15       前各項に該当しない事業所       1,503       1,27         16       イ 特定防火対象物が存する複合用途防火対象物       1,423       1,38         16の2       地下街       911       88         16の3       準地下街       8         17       重要文化財、重要民俗資料、史跡等の建造物       8         18       延長50メートル以上のアーケード       13         19       市町村長の指定する山林       10         20       自治省令で定める舟車(省令5条)       10	10		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場	7	7
12       口映画スタジオ又はテレビスタジオ         13       イ 自動車車庫又は駐車場       173       13         14       倉庫       885       65         15       前各項に該当しない事業所       1,503       1,27         16       イ 特定防火対象物が存する複合用途防火対象物       1,423       1,39         ロ イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物       911       88         16の2       地下街       1         17       重要文化財、重要民俗資料、史跡等の建造物       8         18       延長50メートル以上のアーケード       13         19       市町村長の指定する山林       1         20       自治省令で定める舟車(省令5条)       1	11		神社、寺院、教会その他これらに類するもの	170	151
口映画スタジオ又はテレビスタジオ       173       13         14       倉庫       885       685         15       前各項に該当しない事業所       1,503       1,27         16       イ特定防火対象物が存する複合用途防火対象物       1,423       1,393         16の2       地下街       16の3       準地下街         17       重要文化財、重要民俗資料、史跡等の建造物       8         18       延長50メートル以上のアーケード       13         19       市町村長の指定する山林         20       自治省令で定める舟車(省令5条)	19	イ	工場又は作業場	908	673
13       口飛行機又は回転翼航空機の格納庫         14       倉庫         15       前各項に該当しない事業所         16       イ特定防火対象物が存する複合用途防火対象物         17       1、100         16の2       地下街         17       重要文化財、重要民俗資料、史跡等の建造物         18       延長50メートル以上のアーケード         19       市町村長の指定する山林         20       自治省令で定める舟車(省令5条)	12	П	映画スタジオ又はテレビスタジオ		
口 飛行機又は回転翼航空機の格納庫       885       65         14 倉庫       885       65         15 前各項に該当しない事業所       1,503       1,27         16 口 特定防火対象物が存する複合用途防火対象物       1,423       1,39         16 口 イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物       911       88         16の2       地下街       2         16の3       準地下街       8         17       重要文化財、重要民俗資料、史跡等の建造物       8         18       延長50メートル以上のアーケード       13         19       市町村長の指定する山林       19         自治省令で定める舟車(省令5条)       10	12	イ	自動車車庫又は駐車場	173	139
15       前各項に該当しない事業所       1,503       1,27         16       イ 特定防火対象物が存する複合用途防火対象物       1,423       1,39         16の2       地下街       911       88         16の3       準地下街       8         17       重要文化財、重要民俗資料、史跡等の建造物       8         18       延長50メートル以上のアーケード       13         19       市町村長の指定する山林       10         20       自治省令で定める舟車(省令5条)	13	П	飛行機又は回転翼航空機の格納庫		
16       イ 特定防火対象物が存する複合用途防火対象物       1,423       1,39         16の2       地下街       88         16の3       準地下街       8         17       重要文化財、重要民俗資料、史跡等の建造物       8         18       延長50メートル以上のアーケード       13         19       市町村長の指定する山林       19         自治省令で定める舟車(省令5条)       10	14		倉庫	885	652
16       口 イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物       911       88         16の2       地下街       16の3       準地下街       8         17       重要文化財、重要民俗資料、史跡等の建造物       8         18       延長50メートル以上のアーケード       13         19       市町村長の指定する山林       19         20       自治省令で定める舟車(省令5条)	15		前各項に該当しない事業所	1, 503	1, 271
口 イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物       911       88         16の2       地下街       16の3       準地下街       8         17       重要文化財、重要民俗資料、史跡等の建造物       8         18       延長50メートル以上のアーケード       13         19       市町村長の指定する山林       19         20       自治省令で定める舟車(省令5条)	16	イ	特定防火対象物が存する複合用途防火対象物	1, 423	1, 390
16の3       準地下街         17       重要文化財、重要民俗資料、史跡等の建造物       8         18       延長50メートル以上のアーケード       13         19       市町村長の指定する山林       10         20       自治省令で定める舟車(省令5条)       10	10	П	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物	911	883
17       重要文化財、重要民俗資料、史跡等の建造物       8         18       延長50メートル以上のアーケード       13         19       市町村長の指定する山林         20       自治省令で定める舟車(省令5条)	16の2		地下街		
18       延長50メートル以上のアーケード       13         19       市町村長の指定する山林         20       自治省令で定める舟車(省令5条)	160 3		準地下街		
19     市町村長の指定する山林       20     自治省令で定める舟車(省令5条)	17		重要文化財、重要民俗資料、史跡等の建造物	8	5
20 自治省令で定める舟車(省令5条)	18		延長50メートル以上のアーケード	13	9
	19		市町村長の指定する山林		
計 11,323 9,55	20		自治省令で定める舟車(省令5条)		
			計	11, 323	9, 555

## 3 中高層防火対象物用途別棟数

(令和6年4月1日現在)

用途別	_	階層	計	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	日6年 14	15	16	17	18
	イ	劇場、映画館、観覧場	0															
1	П	公会堂、集会場	7	5	1	1												
	イ	キャバレー、カフェー等	0															
	П	遊技場、ダンスホール	4	2	2													
2		性風俗関連特殊営業を営む 店舗等	1				1											
		カラオケボックス等	1				1											
9	イ	待合、料理店等	2	1	1													
3	П	飲食店	60	23	18	13	4	2										
4		百貨店、マーケット、 展示場等	22	14	7		1											
5	イ	旅館、ホテル、宿泊所	51	7	10	13	6	2	7	1	2	1		2				
Ů	П	寄宿舎、下宿、共同住宅	1, 133	617	189	77	54	45	27	45	16	15	11	17	20			
	イ	病院、診療所、助産所	96	40	29	14	6	2	2	1	1	1						
6	ロ	老人短期入所施設等	20	8	6	4	1			1								
	ハ	老人デイサービスセンター等	12	7		4	1											
	1]	幼稚園、特別支援学校等	1	1														
7		小学校、中学校等	85	35	25	7	5	3	3	1	5	1						
8		図書館、博物館等	2	2														
9	イ	蒸気浴場、熱気浴場	6	4	2													
Ů	ロ	イに掲げる以外の公衆浴場	0															
10		車両の停車場等	2	2														
11		神社、寺院、教会	5	3		1	1											
12		工場、作業場	35	22	11	2												
12	ロ	映画スタジオ、 テレビスタジオ	0															
13	イ	自動車車庫、駐車場	11	5	2	2	2											
10	П	飛行機等の格納庫	0															
14		倉庫	25	21	4													
15		前各項に該当しない事業所	225	98	50	36	15	12	8	2	1	2		1				
16	イ	特定防火対象物が存する 複合用途防火対象物	567	278	180	58	26	6	10	5	2	1						1
	口	上記以外の複合用途 防火対象物	297	182	54	26	12	10	6	3	1	2	1					
16の2		地下街	0															
16の3		準地下街	0															
17		重要文化財等	0															
18		延長50メートル以上の アーケード	0															
19		市町村長の指定する山林	0															
20		自治省令で定める舟車 (省令5条)	0															
		計	2, 670	1, 377	591	258	136	82	63	59	28	23	12	20	20	0	0	1

## 4 防火管理実施状況

(1) 甲種防火対象物 (令和6年4月1日現在)

_	_	項目	防火管理	防火管理者を	選任している	消防計画を作	成している
用途別	II.		実施義務 対象物数	防火対象 物 数	選任率	防火対象 物 数	作成率
		劇場、映画館、観覧場	5	5	100%	5	100%
1	口	公会堂、集会場	40	34	85%	34	85%
	イ	キャバレー、カフェー等					
	口	遊技場、ダンスホール	17	17	100%	16	94%
2	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等					
	11	カラオケボックス等	3	3	100%	3	100%
0	イ	待合、料理店等	6	5	83%	5	83%
3	口	飲食店	102	68	67%	56	55%
4		百貨店、マーケット、展示場等	226	191	85%	188	83%
_	イ	旅館、ホテル、宿泊所	68	65	96%	61	90%
5	口	寄宿舎、下宿、共同住宅	493	361	73%	337	68%
	イ	病院、診療所、助産所	92	88	96%	83	90%
C	口	老人短期入所施設等	92	89	97%	88	96%
6	ハ	老人デイサービスセンター等	101	101	100%	98	97%
	11	幼稚園、特別支援学校等	18	18	100%	17	94%
7		小学校、中学校等	81	78	96%	77	95%
8		図書館、博物館等	3	3	100%	3	100%
9	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場	4	3	75%	3	75%
9	口	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	4	4	100%	4	100%
10		車両の停車場等			0%		0%
11		神社、寺院、教会	30	27	90%	24	80%
12	イ	工場、作業場	38	36	95%	34	89%
12	口	映画スタジオ、テレビスタジオ					
13	イ	自動車車庫、駐車場					
10	口	飛行機又は回転翼航空機の格納庫					
14		倉庫	5	5	100%	5	100%
15		前各項に該当しない事業所	211	192	91%	182	86%
16	イ	特定防火対象物が存する複合用途防火対象物	527	405	77%	349	66%
10	口	上記以外の複合用途防火対象物	57	45	79%	36	63%
16の 2		地下街					
16の3		準地下街					
17		重要文化財等	1	1	100%	1	100%
18		延長50メートル以上のアーケード					
19		市町村長の指定する山林					
20		自治省令で定める舟車(省令5条)					
		計	2, 224	1,844	83%	1,709	77%

(**2**) **乙種防火対象物** (令和6年4月1日現在)

			l	_, , ,,		(11/1107	
		<b>火</b> 日	防火管理 実施義務		·選任している 「	消防計画を作	成している
用途別			対象物数	防火対象 物 数	選任率	防火対象 物 数	作成率
1	イ	劇場、映画館、観覧場					
1	П	公会堂、集会場	48	34	71%	25	52%
	イ	キャバレー、カフェー等	1	1	100%		0%
2	П	遊技場、ダンスホール					
2	Ź	性風俗関連特殊営業を営む店舗等	2		0%		0%
	1]	カラオケボックス等					
3	イ	待合、料理店等	1	1	100%	1	100%
0	П	飲食店	159	106	67%	98	62%
4		百貨店、マーケット、展示場等	79	51	65%	46	58%
5	イ	旅館、ホテル、宿泊所					
v	口	寄宿舎、下宿、共同住宅					
	イ	病院、診療所、肋産所	5	5	100%	5	100%
6	П	老人福祉施設、 児童福祉施設等					
O	ハ	老人デイサービスセンター等	28	27	96%	27	96%
	=	幼稚園、特別支援学校等					
7		小学校、中学校等	2	1	50%	1	50%
8		図書館、博物館等					
9	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場					
3	口	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場					
10		車両の停車場等					
11		神社、寺院、教会	10	8	80%	8	80%
12	イ	工場、作業場	2	2	100%	2	100%
12	口	映画スタジオ、テレビスタジオ					
13	イ	自動車車庫、駐車場					
10	П	飛行機又は回転翼航空機の格納庫					
14		倉庫	1	1	100%	1	100%
15		前各項に該当しない事業所	49	33	67%	31	63%
16	イ	特定防火対象物が存する複合用途防火対象物	54	30	56%	28	52%
10	П	上記以外の複合用途防火対象物	5	4	80%	4	80%
16の2		地下街					
16の3		準地下街					
17		重要文化財等					
18		延長50メートル以上のアーケード					
19		市町村長の指定する山林					
20		自治省令で定める舟車(省令5条)					
		計	446	304	68%	277	62%

## 5 各種届出等処理状況

					(令和	5年度
届	出	等	種	別	件	数
防火管理者選任	-届出				450	
防火管理者解任	-届出				415	
防災管理者選任	届出				8	
防災管理者解任	-届出				8	
防火に係る消防	計画作成変更	届出			627	
防災に係る消防	計画作成変更	届出			6	
統括防火管理者	選任届出				5	
統括防火管理者	解任届出				5	
統括防災管理者	選任届出					
統括防災管理者	解任届出					
全体についての	防火管理に係	る消防計	画作成変列	更届出	7	
全体についての	防災管理に係	る消防計	·画作成変列	更届出		
防火防災訓練計	·画届出書				1, 163	
自衛消防組織設	世届出書				12	
消防用設備等着	丁届出				250	
消防用設備等設	·置届出				641	
消防用設備等検	查証明書交付				59	
消防用設備等点	検結果報告書				3, 024	
防火対象物使用	開始届				211	
防火対象物点検	結果報告				157	
防火対象物点検	報告特例認定	申請				
表示マーク交付	(更新) 申請	(銀)			1	
表示マーク交付	(更新) 申請	(金)			5	
表示マーク受領	[書(銀)					
表示マーク受領	[書 (金)				1	
表示制度対象外	施設申請書					
消防用設備等検	查済証交付				45	
防災管理対象物	り点検結果報告				12	
防災管理対象物	の点検結果報告	特例認定	申請			
旅館等の法令適	i合通知書交付	申請			13	
炉、かまど、ボ	イラー等設置	届出			80	
変電、発電、蓄	電池設置届出				84	
ネオン管灯設備	i設置届出					
少量危険物貯蔵	及び取扱届出				40	
圧縮アセチレン	等貯蔵取扱届	出			55	
喫煙・裸火・危	<b>於物品持込承</b>	認申請			33	
煙火消費届出					30	
被災証明書交付	申請				50	
火災とまぎられ	しい行為の届	出			138	
劇場等以外での	催し物の開催	届出			12	
火災予防上必要	な業務に関す	る計画提	出書		2	
		計			7, 649	

## 6 用途別建築同意状況

шудли	_	月別	計	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
用途別	1	劇場、映画館、観覧場	14				10				2				2
1		公会堂、集会場	1				10	1							
		キャバレー、カフェー等	0					1							
		遊技場、ダンスホール	0												
2	ハ	性風俗関連特殊営業を営む	0												
		店舗等 カラオケボックス等	0												
		待合、料理店等	0												
3		飲食店	3			2		1							
4		百貨店、マーケット、展示場等	19	3	1	2	3			2	3	2		2	1
	イ	旅館、ホテル、宿泊所	0												
5	П	寄宿舎、下宿、共同住宅	29	2	3	3	4		2	2	4	2	3	2	2
	イ	病院、診療所、助産所	5		1	1				1	1			1	
	口	老人短期入所施設等	4	1							1		1		1
6	ハ	老人デイサービスセンター等	8				1		2	1		2		1	1
	=	幼稚園、特別支援学校等	0												
7		小学校、中学校等	0												
8		図書館、博物館等	0												
0	イ	蒸気浴場、熱気浴場	0												
9	口	イに掲げる以外の公衆浴場	0												
10		車両の停車場等	0												
11		神社、寺院、教会	1			1									
10	イ	工場、作業場	17		2		1		4	2	3	1		1	3
12	П	映画スタジオ、 テレビスタジオ	0												
1.0	イ		8	2		1		2			1	1	1		
13	П	飛行機等の格納庫	0												
14		倉庫	14	4	2	2	1		1			1		1	2
15		前各項に該当しない事業所	40	2	3	9	1	5	3	3	4	3		5	2
1.6	イ	特定防火対象物が存する 複合用途防火対象物	5		1	1		1				1			1
16	П	上記以外の 複合用途防火対象物	6		3	1						1	1		
16の2		地下街	0												
16の3		準地下街	0												
17		重要文化財等	0												
18		延長50メートル以上の アーケード	0												
		工作物	0				_								
		住宅等	64	3	5	5	5	14	4	4	5	7	4	3	5
		計	238	17	21	28	26	24	16	15	24	21	10	16	20

# 7 種類別建築同意状況

区分		設備	指導	F	申請等の種別	
月別		有	無	建築確認	計画通知	建築許可
4月	17	6	11	17		
5月	21	6	15	19	2	
6月	28	8	20	23	2	3
7月	26	4	22	19	2	5
8月	24	5	19	23	1	
9月	16	7	9	16		
10月	15	7	8	15		
11月	24	11	13	22	1	1
12月	21	7	14	21		
1月	10	3	7	10		
2月	16	6	10	12	2	2
3月	20	11	9	17		3
合計	238	81	157	214	10	14

# 8 月別建築同意処理状況

区分	-3.1	-lape baka	134 24	→1	76 to	16 146	1#124.44		3 中皮)
月別	計	新築	増築	改築	移転	修繕	模様替	用 途 更	その他
4月	17	11	4					2	
5月	21	20	1						
6月	28	20	8						
7月	26	24	2						
8月	24	21	3						
9月	16	14	2						
10月	15	13	2						
11月	24	20	4						
12月	21	19	2						
1月	10	9	1						
2月	16	14	1	1					
3月	20	17	3						
合 計	238	202	33	1	0	0	0	2	0

## 9 防火対象物立入検査状況

		用途別	件	数
1	イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場		5
1	П	公会堂又は集会場		22
	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの		
9	П	遊技場又はダンスホール		14
2	ハ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に開する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗等		
	1	カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗		5
0	イ	待合、料理店その他これらに類するもの		5
3	П	飲食店		117
4		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場		147
5	イ	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの		36
Б	П	寄宿舎、下宿又は共同住宅		487
	イ	病院、診療所、助産所		131
	П	老人短期入所施設等		2
6	ハ	老人デイサービスセンター等		63
		幼稚園又は特別支援学校等		3
7		小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、各種学校その他これらに類するもの		108
8		図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの		5
0	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの		4
9	П	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場		5
10		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場		3
11		神社、寺院、教会その他これらに類するもの		75
10	イ	工場又は作業場		309
12	П	映画スタジオ又はテレビスタジオ		
10	イ	自動車車庫又は駐車場		58
13	П	飛行機又は回転翼航空機の格納庫		
14		倉庫		385
15		前各項に該当しない事業所		533
1.0	イ	特定防火対象物が存する複合用途防火対象物		581
16	П	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物		343
17		重要文化財、重要民俗資料、史跡等の建造物		15
18		延長50メートル以上のアーケード		9
19		市町村長の指定する山林		
20		自治省令で定める舟車(省令5条)		
		計	3	, 470

# 10 住宅防火訪問・住宅防火診断実施件数

(令和5年度)

						(11 111 = 1 20)
署	別	訪問世帯数(うち	5在宅件数)	診断数	その他の診断数	診断数合計
東	署	625	( 261 )	161	0	161
西	署	338	( 145 )	88	0	88
	計	963	( 406 )	249	0	249

## 11 防災指導等月別実施状況

-													(行作	15年度)
指導別	月 別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
防火・防災教室	回数		2		1		1	3	2					9
防災サポート教室	人員		960		920		750	889	226					3, 745
訓練指導	回数	5	15	21	20	11	21	30	52	27	18	14	28	262
前 隊 1日 等	人員	290	953	1, 453	1,890	3, 318	1, 853	1,899	6, 116	2, 426	1,651	926	1, 468	24, 243
移動消防署	回数			1	1			13	12					27
物 明 伯 例 者	人員			97	106			2, 666	1, 400					4, 269
施設見学	回数	1	4			5	1	8	9	3	1	2	1	35
施 以 兄 于	人員	22	232			53	25	663	490	160	88	42	30	1,805
その他	回数	1	1	2					5	1	2		4	16
C V2 IE	人員	37	30	62					1, 480	72	1,015		782	3, 478
計	回数	7	22	24	22	16	23	54	80	31	21	16	33	349
H	人員	349	2, 175	1,612	2, 916	3, 371	2, 628	6, 117	9, 712	2,658	2, 754	968	2, 280	37, 540

<sup>※</sup> 自主防災組織が実施したものを除く。

# 12 主な講習会等実施状況

種別	概    要	回数	参加人員
自衛消防業務新規講習	「自衛消防組織の業務に関する講習の実施細目を定める件」(平成20年消防庁告示第16号)に基づく自衛消防業務新規講習及び再講習を実施し、自衛消防組織の統括管理者及び本部隊の班長を育成し、自衛消防組織の充実を図った。	新規講習 3 再 講 習 2	新規講習 78 再 講 習 45
危険物取扱者研修会	危険物取扱者を対象に危険物災害の未然防止を図るとともに、 危険物に対する知識の向上及び自主保安体制の充実を図ることを 目的として実施した。	2	42
徳島市女性防火クラブ 連合会指導者研修会 ・ 年 末 研 修 会	女性防火クラブの指導者を対象に、指導者としての知識の習得 及び相互間の親睦を深めることを目的として実施した。	指導者研修会 1 年末研修会 1	指導者研修会 43 年末研修会 83
外国人防火防災研修会	日本の生活様式に不慣れな在日外国人に対し、初期消火、通報、避難訓練並びに火気管理等について指導を行い、防火・防災意識の普及啓発を図った。	5	82
	計	14	373

## 13 防火クラブ等結成状況

【幼年消防クラブ】 (令和6年4月1日現在)

クラブの名称	結成年月目	クラブ員数	組織単位	地 区
生光学園幼稚園幼年消防クラブ	昭和56年12月11日	47	幼 稚 園	応 神
白うめ幼稚園幼年消防クラブ	昭和58年7月11日	145	"	国 府
大原認定こども園ちびっこ消防隊	平成28年4月1日	34	保 育 園	勝占
若松保育園幼年消防クラブ	昭和63年2月22日	226	"	加茂名
わかくさ幼稚園こども消防隊	平成1年11月13日	79	"	津 田
四国大学附属認定こども園幼年消防クラブ	平成28年4月1日	144	"	応 神
徳島文理大学附属幼稚園幼年消防クラブ	平成4年11月12日	71	"	八万
徳島市立入田幼稚園幼年消防クラブ	平成9年10月30日	5	"	入 田
小 計 8クラブ		751		

【休会中の幼年消防クラブ】

ク ラ ブ の 名 称	結成年月目	クラブ員数	組織単位	地 区
しらさぎ台幼年消防クラブ	昭和56年10月24日	-	地域	上八万
信愛幼稚園ちびっこ消防隊	昭和63年2月24日	-	幼 稚 園	内 町

【少年消防クラブ】			(令和6年4月	1日現在)
ク ラ ブ の 名 称	結成年月目	クラブ員数	組織単位	地 区
しらさぎ台少年消防クラブ	昭和56年10月24日	115	地域	上八万
西須賀少年消防クラブ	昭和56年11月28日	28	"	勝占
常楽園少年消防クラブ	昭和57年6月26日	26	学園	国 府
阿波国慈恵院少年消防クラブ	平成21年11月9日	11	施設	渭 東
徳島児童ホーム少年消防クラブ	平成29年5月1日	9	施設	川内
渭北スポーツ少年団消防クラブ	令和6年4月1日	88	地域	渭 北
小 計 6 ク ラ ブ		277		

【休会中の少年消防クラブ】

ク	ラ	ブ	Ø	名	称	結成年月目	クラブ員数	組織単位	地	区
八万南	1 小 学	校少	年 消	防	クラブ	昭和53年5月1日	-	学校	八	万
渭 北	少	年 消	防	ク	ラ ブ	昭和60年4月13日	-	地域	渭	北
生 光	学	園 少	年	消	防 隊	昭和63年11月28日	-	学校	応	神
加茂名	: 小 学	: 校 少	年 消	防	クラブ	昭和52年9月1日	-	学 校	加力	支 名

#### 【女性(婦人)防火クラブ】

(令和6年4月1日現在)

				4月1日現住)
クラブの名称	結成年月目	クラブ員数	組織単位	地区
一宮女性防火クラブ	昭和41年11月1日	18	地 域	上八万
加茂名女性防火クラブ	昭和54年8月1日	19	11	加茂名
西富田婦人防火クラブ	昭和54年8月25日	30	"	西富田
南井上女性会防火クラブ	昭和55年4月12日	80	"	南井上
沖洲婦人防火クラブ	昭和55年6月3日	80	"	沖 洲
渭東女性防火クラブ	昭和55年7月10日	15	"	渭 東
飯谷女性防火クラブ	昭和55年11月29日	6	"	多家良
北井上婦人会防火クラブ	昭和56年2月21日	10	"	北井上
入田婦人防火クラブ	昭和56年2月28日	95	"	入 田
川内町婦人防火クラブ	昭和56年3月7日	108	"	川内
応神婦人防火クラブ	昭和56年10月25日	180	"	応神
一宮・下町婦人会防火クラブ	昭和56年12月5日	75	"	上八万
佐古婦人会防火クラブ	昭和57年7月1日	304	"	佐 古
渭北婦人防火クラブ	昭和57年10月10日	100	"	渭 北
東富田婦人防火クラブ	昭和57年11月29日	150	"	東富田
加茂婦人会防火クラブ	昭和58年7月15日	33	"	加茂
上八万婦人防火クラブ	昭和58年7月21日	3	"	上八万
丈 六 女 性 防 火 ク ラ ブ	昭和58年12月2日	9	11	多家良
不動婦人防火クラブ	昭和59年6月2日	50	"	不 動
勝占東部女性防火クラブ	昭和59年7月28日	24	"	勝占
八万婦人防火クラブ	昭和61年1月5日	110	"	八万
昭和婦人防火クラブ	昭和63年3月12日	130	"	昭 和
内町女性防火クラブ	昭和63年11月24日	27	"	内 町
多家良婦人防火クラブ	平成7年7月28日	26	11	多家良
津田新浜地区自主防災会女性部防火クラブ	令和元年7月22日	13	11	津 田
小 計 25 クラブ		1, 695		

【休会中の婦人防火クラブ】

	ク	ラ	ブ		の	名	秱	;	結成年月目	クラブ員数	組織単位	地	区
籠	屋	町	婦人		ち 少	くク	ラ	ブ	昭和57年3月12日	-	地 域	新	町
国	府	婦	人 会		ち 少	くク	ラ	ブ	昭和59年5月7日	-	"	国	府
渋	野	婦	人	防	火	ク	ラ	ブ	昭和59年6月23日	_	"	多家	え 良
八	多	婦	人	防	火	ク	ラ	ブ	昭和60年6月25日	-	"	多家	え良
津	田	婦	人	防	火	ク	ラ	ブ	昭和61年7月12日	-	"	津	田
勝	占	地	ヹ 婦	人	防	火ク	ラ	ブ	平成3年11月9日	-	"	勝	叶

## 14 危険物施設数(完成検査済証交付施設)

(令和6年4月1日現在)

	製						貯			蔵				所	ŕ						取			扱		所		
1	造 所								屋			屋	地		簡	移	屋								販	売	移	_
$    \rangle$	等の		製		屋	*	*	*	外	*	*	内	下	<b>※</b> み	易	動		*			給油	取扱	所		取打	及所		
$ \cdot $	区分	合		小	内		平	建	タ			タ	タ	かな	タ	タ	外	みな	小	営	*	自	船	鉄	第	第	送	般
$\perp$ \	,		造		_,		屋	築	ン	準		ン	ン	し地	ン	ン	_,	し			*						1	_
	$\setminus$				貯	特		物	ク		特	ク	ク	下タ	ク	ク	貯	屋		業	セ	家			1	_	取	取
	$\setminus \mid$	計	所	計	蔵		建	内	貯	特		貯	貯	ンク	貯	貯	蔵	外	計	*		8				_	扱	扱
年度別	$ \cdot $		121		所		以	設	蔵			蔵	蔵	貯蔵	蔵	蔵	,,,,	貯蔵			ル							
別	\					定	外	睻	所	定	定	所	所	所	所	所	所	所		用	フ	用	舶	道	種	種	所	所
30	О	753	15	506	125	34	0	3	135	0	0	28	132	2	3	46	37	2	232	67	27	48	6	1	9	2	0	99
31 (	1)	745	15	501	124	33	0	3	134	0	0	29	127	2	3	47	37	2	229	67	27	48	6	1	9	2	0	96
2		737	15	495	123	33	0	3	133	0	0	28	123	2	3	48	37	2	227	66	27	48	6	1	9	2	0	95
3		723	14	486	122	33	0	4	130	0	0	28	120	2	3	46	37	2	223	66	28	47	5	1	9	2	0	93
4		729	14	490	125	34	0	4	127	0	0	27	122	2	3	49	37	2	225	66	28	48	5	1	9	2	0	94
5		724	15	483	128	34	0	4	117	0	0	27	122	2	3	49	37	2	226	66	28	49	5	1	9	2	0	94

<sup>(</sup>注) ※印の欄は、再掲したもの。

## 15 危険物施設許可等状況

																	(4	令和54	年度)	
製造所等	の区分		製			貯			蔵			所				取	扱	j	折	
		<b>=</b> 1	\#-	小	屋内		貯屋 外			貯屋 内	貯地 下	貯簡 易	貯移 動	屋外	小	給油	販 取打	売	移送	一
		計	造	<b>3</b> 1	貯蔵	特	蔵タ	特	准	蔵タン	蔵タ	蔵タ	蔵タ	貯蔵	<b>11</b>	取	第	第二	<b></b>	般取扱
項目			所	計	所	定	ァ 所ク	定	特定	所ク	所ク	所ク	所ク	麻所	計	扱所	種	三種	所	所
設 置 割	千 可	7	1	3	2								1		3	1				2
変更許	F 可	36	7	5	1		1				3				24	17				7
完 成 検 査	設 置	20	1	14	4		2				5		3		5	2				3
検 査 	変更	39	8	5	2		2				1				26	15				11
廃 止	届	26		22	2		16				3		1		4	1				3

<sup>(</sup>注) 特定施設は、再掲したもの。

## 16 液体危険物タンクの完成検査前検査実施状況

												(令和	55年度)
			水	張	検	查	<b>기</b>	k 圧	検	: 查	:	溶接	部検査
項目	項目合計	小計	10K@以下	10KQを超え 1,000KQ以 下	1,000K&を超え 2,000K&以下	2,000KQを超 えるもの	小計	6000以下		10K0を超え 20K0以下	20KQを超 えるもの	小量上	1,000K&以 上5,000K& 未満
件数	1	1		1			0					0	

## 17 危険物事務処理(届出等)状況

(令和5年度)

															( 14.	1407	121
項目	計	倍数変更届品名・数量	譲渡引渡届	廃止届	管理者解任届危険物保安統括	選 解 任 届危険物保安監督者	選 解 任 届危険物取扱者	変更届	休止再開届	再 交 付完成検査済証	許可取下げ願出	仮取扱承認仮貯蔵・	仮使用承認	予防規程認可	資料提出	事故報告	変 更 許 可 通 知移動タンク貯蔵所
件数	282	14	24	26		52		117	2	2	3	5	25	11		1	

## 18 違反処理状況等

(令和5年度)

							(宣和5年度)
区分	項目	製造	き 所 等 の	別			
年度別	·R FI	製造所	貯蔵所	取扱所	その他	計	合 計
30	警 告					0	0
30	命令					0	O
31(1)	警告					0	10
31(1)	命令		9	1		10	10
9	警告					0	0
2	命令					0	U
3	警告		1			1	2
3	命令			1		1	4
4	警告					0	1
4	命令			1		1	1
5	警告			1		1	3
θ	命令		2			2	J

# 19 危険物施設等の立入検査実施状況

(令和5年度)

区分					貯		蔵		Ţ	折			耳	ÍД	扨	Ż	所	10.2	危
項目	***	製造所	· 計	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	特定	準特定	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	販取 第一種	売所 第二種	移送取扱所	一般取扱所	険 物 運 搬 車 両
件 数	418	12	306	53	109			8	53	2	50	31	100	45	2			53	

(注)特定施設は、再掲したもの。

#### 20 危険物事務手数料徴収状況

(令和5年度)

	区分			政令に基づく手数料									
\	\	計	仮貯蔵	設置	変更	完成	仮使用		完成検査	前検査		保安	その
項目		,,,	仮取扱 承 認	許可	許可	検査	承 認	水張	水圧	基礎 地盤	溶接部	検査	他
件	数	133	5	7	36	59	25	1					
金	額	2, 045, 250	16, 200	254,000	1, 078, 500	566, 750	118, 800	11,000					

## 21 容量及び類別屋外タンク貯蔵所 (完成検査済証交付施設)

(令和6年4月1日現在)

					(1)	和6年4月1	ログ加工)
項 目	計	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類
100kL未満	80				80		
100kL以上 500kL末満	37				37		
500kL以上 1,000kL末満	0						
1,000kL以上 5,000kL末満	0						
合 計	117	0	0	0	117	0	0

#### 22 危険物事業所数

(令和6年4月1日現在)

		予防	i規程の作成を要する事業	所数	その他の
事業所数		自衛消防組織を要 する事業所	事業所数		
344	88	6			256

<sup>(</sup>注) 危険物施設保安員、危険物統括管理者及び自衛消防組織を要する事業所は再掲したもの。

#### 23 危険物保安監督者を必要とする施設数

(令和6年4月1日現在)

_																			(7	7 1410 平4月 1	口况(工)
	#ul vil. —	6060					貯			j	蔵			所				取	及 所		
	製造所 の[	听等 区分		製	小	屋		屋外、			屋内、	地下	簡易	移動	屋	小	給	販 取打	売 扱所	移	
			-31	Sel.	1	内		タ		2/64-	タ	タ	タ	タ	外	•	油	hote	Arte	送	般
	\		計	造		貯	特	ンク	特	進	ンク	ンク	ンク	ンク	貯		取	第	第一	取	取
危険物	保安			祈	計	蔵		貯		特	貯	貯	貯	貯	蔵	計	扱	_	_	扱	扱
監督者	心要数	<b>X</b>		121	П	所	定	蔵所	定	定	蔵所	蔵所	蔵所	蔵 所	所	п	所	種	種	所	所
施	設	数	454	15	261	122	33	118			1	12	3		5	178	120	9	2		47

(注) 特定施設は、再掲したもの。

# 24 危険物施設等の事故発生状況

	$\overline{}$	年度別	項目		30		3	1(1)	)		2			3			4			5	
			, , , , ,	火	流	そ	火	流	そ	火	流	そ	火	流	そ	火	流	そ	火	流	そ
区	分		_			の			$\mathcal{O}$			$\mathcal{O}$			$\mathcal{O}$			$\mathcal{O}$			$\mathcal{O}$
				災	出	他	災	出	他	災	出	他	災	出	他	災	出	他	災	出	他
製造																					
	屋内	貯 蔵	所																		
H~+		特	定																		
貯	屋外タ	ンク貯	蔵 所				1														1
		特	定																		
蔵	屋内タ	ンク貯	蔵 所																		
	地下タ	ンク貯	蔵 所																		
所	簡易タ	ンク貯	蔵 所																		
121	移動タ		蔵 所																		1
	屋外	貯 蔵	所																		
	給 油	営業	用												1			2			
取	取扱所	自 家	用																		
扱	販 売	第一	種																		
1/12	取扱所	第二	種																		
所	移送	取 扱	所																		
	一般	取 扱	所																		
fi		運搬車	正 両																		
Ž		の	他			1															
		計		0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	2
	合	-	計		1			1			0			1			2			2	

<sup>(</sup>注)特定施設は、再掲したもの。

# 25 地 区 別 危 険 物 施 設 状 況

(令和6年4月1日現在)

										和6年4	月1日	現在)
	<u> </u>	地区別	計	佐	新	西富	東富	昭	津	内	渭	沖
項	目			古	町	田	田	和	田	町	東	洲
	事	業所	344	10	9	4	4	18	25	22	8	33
	製	造 所	15									_
	屋	内 貯 蔵 所	127	2				4	7	2	1	13
		※特定	34	1				3	2			7
		※平屋建以外	0									
貯		※建築物内設置	4									1
	屋外	タンク貯蔵所	118					1	2			9
		※特 定	0									
		※準 特 定	0									
蔵	屋内	ョタンク貯蔵所	27	1	6	2	2			7	1	
	地下	ランク貯蔵所	122	4	3	1	1	9	5	12	1	5
		※みなし地下 タンク貯蔵所	2						1	1		
	簡易	タンク貯蔵所	3								1	
所	移動	タンク貯蔵所	49						5	1		25
	屋	外 貯 蔵 所	37					1				1
		※みなし屋外 貯蔵所	2									
		小 計	483	7	9	3	3	15	19	22	4	53
		給油 取扱所	121	2		1	1	5	11	7	4	14
		<u>営業用</u> (セルフ)	66 28	1		1	1	2	3 2	3	3	5 1
取		※屋 内	17	1			1	2	۷	2	1	3
		自家用	49	1				2	5	3		9
		船 舶	5					1	3			
扱		 鉄 道	1							1		
	取販		9	1	2				2			
	取販 売	第二種	2									1
所		移 送 取 扱 所	0									
		一般取扱所	94	2	3		2	4	2	4		4
		小 計	226	5	5	1	3	9	15	11	4	19
	合	計	724	12	14	4	6	24	34	33	8	72

※印、()書きは再掲したもの。

渭	八	加	加 茂	多家良	勝	不	上八	入	Ш	応	玉	南井上	北 #:
北	万	茂	名	良	占	動	万	田	内	神	府	上	井 上
10	20	16	18	8	26	13	6	6	47	17	15	6	3
		2							13				
2	3	8	6		7	1		3	52	10	4	1	1
1	3	4	3		3				7				
									1	1		1	
	1	7		2	4				84	8			
	1	1		1	2				3				
7	11	6	13	4	3	9	2	3	9	5	6	2	1
								1	1				
			1		1		1		10	2	1	2	
		3			1				31				
		2											
9	16	25	20	7	18	10	3	7	190	25	11	5	2
2	5	7	5	4	14	4	4	3	11	6	7	3	1
2	4 2	4 2	4 2	2	8 2	1	2		6 2	5 4	3	3	1
1	2	1	1		1		1		1	4	J	1	
	1	3	1	2	6	3	2	3	4	1	3		
									1				
	1								2		1		
												1	
3	5	4	7	2	2	6			35	5	3		1
5	11	11	12	6	16	10	4	3	48	11	11	4	2
14	27	38	32	13	34	20	7	10	251	36	22	9	4

# 26 倍 数 及 び 類 別 危 険 物 施 設 状 況

(令和6年4月1日現在)

							5	5 <sup>1</sup>	10	50	16年4月1 100	150
		\	項 <b>/</b>	目		計	以	±77 O	~	~	~	~
製道	造所等	Fの[	区分	\	/		下	超以 え下	50	100	150	200
製		-	造		所	15	1	1	1	5	1	1
	屋	内	貯	蔵	所	127	49	21	29	6	18	3
		*	特		定	34	16	5	13			
		*	平屋	建り	人外	0						
貯		<b>*</b> 3	建築物	勿内記	2置	4		3	1			
	屋夕	トタ	ンク	貯蔵	页所	118	10	10	36	24	13	10
		*	特		定	0						
		*	準	特	定	0						
蔵	屋片	タ	ンク	貯蔵	页所	27	13	13	1			
	地下	マタ	ンク	貯蔵	页所	122	61	33	23	4		
			みな			2			1	1		
	簡易	•	ンク			3	3					
所	移重	りタ	ンク	貯蔵	页所	49	24	2	5	14	4	
	屋	外	貯	蔵	所	37	2	22	12	1		
		*	みな 貯	し屋 ゛蔵		2			1	1		
		小	- 51	計	所	483	162	101	106	49	35	13
	給	油	取	扱	所	121	9	12	30	10	6	17
		営		<b>美</b>	用	66	1			6	5	17
取		(	セ / ※屋	レフ	<u>)</u> 内	28 17				1	2	3
		自		<u> </u>	用	49	6	11	27	4	1	ა
		船		~	舶	5	2	11	21	4	1	
扱		鉄			道	1		1	1			
	取販				種	9		2	7			
	扱	217	_		種種	2		2	2			
所	所売 移	送	取	 扱	所	0			2			
	12	般	取	扱扱	所	94	35	26	17	7	1	3
		小	HX	1 <u>次</u> 計	121	226	44	40	56	17	7	20
	<u></u>		1	<u> </u>		724	207	142	163	71	43	34
		1	P	11		124	207	142	103	11	43	34

※印、()書きは再掲したもの。

200	1,000	第一	第一	第一	第	第	第	混
~ 1,000	~ 5, 000	類	第二類	第三類	第 四 類	第五類	第六類	在
5					10			5
	1		1	1	111	6		8
					31	1		2
					4			
13	2	1			117			
					27			
1					122			
					2			
					3			
					49			
					37			
					2			
14	3	1	1	1	466	6	0	8
37					121			
37 25					66 28			
11					17			
					49			
					5			
					1			
					8			1
					2			
4	1				88			6
41	1	0	0	0	219	0	0	7
60	4	1	1	1	695	6	0	20

## 27 自主防災組織活動状況

組織数801組織(加人		<b>帯</b> )					(令和5年度)
組織数・人数	防火防災 講演・DVD	防火訓練	防災訓練	風水害対策 訓練	図上訓練	その他	計
組織数	8	4	13		1	4	30
参加人数	285	257	1602		22	330	2, 496